

8 株式の譲渡と環境責任担保条項

G. ゴフオ＝カルボー
訳：大澤 彩

はじめに

- I 環境上のリスク分配の方法
 - 1 適合性の担保責任
 - 2 負債の担保責任
- II 環境上のリスク分配の実効性
 - 1 行政法に関連した障害
 - 2 刑事法に関連した障害

はじめに

(1) 株式の譲渡は、取引活動において一般的に見られる行為である。あらゆる契約と同様に、これらの譲渡には公の秩序および善良の風俗に反しないあらゆる調整を含みうる。その上、これらの譲渡には法律実務家の影響の下推し進められた専門化が認められる。これらの調整は環境に関する条項によって構成される。例えば、譲渡人が環境上の戦略を課すこと、または、その用地 (site) に対する汚染活動を展開することを禁止することがありうる。より慣例的には、環境に関する不安は環境上のリスクを負担するつもりがない譲受人側にある。そのことが、環境上のリスクを予測・管理し、生じる結果を限定するための道具といった、契約に関連するより一般的な要請に至る。フランスにおける譲渡行為の作成者は、売買の法定担保責任が株式譲渡には

適合しないことに起因する不十分さを取り繕うことを可能にする担保責任条項(*clauses de garantie*)を、同族たるアングロサクソンにならって発展させた。

(2) 環境上のリスクを考慮に入れるることはより最近になって見られるものである。環境法においては、出現していない負債のリスクを減らすために、環境法典 L.514-20 条が汚染地の譲渡という範囲内で環境に関する情報提供義務を定めた⁽¹⁾。しかし、「当該条文が明示的には『土地 (terrain)』の売主を対象としていることから、この規定は、不動産売買分野においてのみ適用される。しかし、大規模になされる権利の譲渡は、不動産売買と同一視されることはできない」⁽²⁾。それゆえに、担保責任条項が必要不可欠であることが明らかとなる。しかしながら、環境に関する担保責任条項の発展は、一見したところ、パラノイアになっているように思われる。実際のところ、環境上のリスクは数多く存在し、かつ、重大である。そのことから、フランス環境法は強制力を有する多くの行政規定から構成されており、環境損害(*préjudice environnementale*)に基づく民事責任訴訟は増加している。その上、将来的には立法によってフランス法に集団訴訟が導入される可能性が高いことは、おそらくこの現象を確固たるものとするだろう⁽³⁾。

※文中の [] は訳者による訳注・補足である。

(1) 参照、V. M. Boutonnet, *Information environnementale et cession d'un site pollué*, in *Sites et sols pollués : enjeux d'un droit, droit en jeu (x)*, M.-P. Blin-Franchomme (dir.), Litec, coll. Colloques et débats, 2010 p. 203 ; X. Lièvre et A. Dupié, *Teneur de l'obligation d'informer de l'article L. 514-20 du Code de l'environnement : rien que le texte mais tout le texte*, JCP E 2005, n° 48, 1754 ; Paris, 13 février 2003, SCI Clavel Pasteur c/ Société Dassault Aviation et al., JCP G 2003. II. 10075, note F.-G. Trébulle ; Civ. 3, 12 janvier 2005, Defrénois 2006. 726, obs. B. Rolland ; Civ. 3, 18 juin 2008, Bull. civ. III, n° 108 ; D. 2008. 2742, obs. F. Nesi ; Env. 2009, chron. 2, obs. F.-G. Trébulle ; Rev. Proc. Coll. 2009, comm. 180, obs. J.-Ph. Ruffié.

(2) M. Poumarède, *Gérer le risque environnemental par le contrat ? L'exemple des garanties de passif dans les cessions de droits sociaux*, in *Sites et sols pollués (...)*, op. cit., p. 229.

(3) G. Goffaux Callebaut, *Les clauses de garantie de passif environnemental*, in *Le contrat et l'environnement* (à paraître, PUAM, coll. Droit(s) de l'environnement, septembre 2014) .

(3) フランスにおける以上のアプローチには、アメリカ法および日本法との共通点が示されている。日本法について言えば、フランス法との比較は単純に思われる。というのも、日本とフランスは民法の法典化の伝統を共有している。契約自由は日仏に共通する原則である。日本民法典第1条は私権の公益への合致、権利行使が信義誠実(誠実および真摯、信義誠実)に従うことを明言しており、第90条はフランス民法典第6条に相当する⁽⁴⁾。こうして、日本においてはフランス同様、法典化され、強行規定と意思の補充または解釈の準則が結びついたシステムのおかげで、契約実務が簡潔な書面で十分となっている⁽⁵⁾。「日本法においてはフランス法と同じように、一般利益が法律によって定義され、法律自身が一般意思の表現である」⁽⁶⁾。しかし、フランス法においては、担保責任の範囲およびその実行手段を定めるために、担保責任条項の実務は契約のみに属する。これらの担保責任条項については法律で規定されていないことから、契約はきわめて正確なものでなければならない。したがって、担保責任条項は契約の交渉および作成(クロージング(closing), データ・ルーム(data room)など)においてアメリカの影響を強く受けている。

(4) それゆえ、以上の枠組みにおいて、これらの環境上の担保責任条項がどの程度環境上のリスク分配を可能にしているかを問題にする必要がある。契約の慣例的な発展および環境責任担保条項の特殊性に照らすと、リスク分配の実効性について実証する前に、まずはリスク分配の方法に关心を持たなくてはならない。

I 環境上のリスク分配の方法

(5) 売買の法定担保が不十分であると判断されていることもあって⁽⁷⁾,

(4) J.-L. Halpérin et N. Kanayama, *Droit japonais et droit français au miroir de la modernité*, Dalloz, coll. A droit ouvert, 1997, p. 214.

(5) Ibidem, p. 215.

(6) Ibidem, p. 215.

(7) G. Goffaux Callebaut, art. préc., n° 2.

株式譲渡の作成者はアングロサクソンの実務から大いに着想を得た担保責任条項をフランスにおける実務に持ち込んだ。しかも、法律で何も定められていないため、すべて契約において定めなければならない。実務家の創造力は、担保責任の目的物、場所および実行方法について、リスクの分配手段の多様性によって具体的な形となって発揮される。この観点によれば、次の2つの重要な条項の類型が浮かび上がる。すなわち、適合性の担保責任および負債の担保責任である。適合性の担保責任は、担保義務者たる売主によって一般には担保責任の付属文書においてなされる、必然的に会計外の本質を有する申述（表示（representation）および担保責任（warranties））によって特づけられる⁽⁸⁾。負債の担保責任は、負債の追加または積極財産の軽減の場合における賠償の義務と区別され、必然的に会計の本質に基づくものである（包括担保責任（general warranties））。環境分野では、これら2種類の条項が株式譲渡において、この分野に特有の各々の特殊性とともに見いだされることになる。

1 適合性の担保責任

(6) 渴望の対象となった目的物を認識することは、買主によるリスクの真の理解を可能にする上で必要不可欠であり、それによって買主はリスク分配および価格について交渉することが可能となるだろう。いくらかの情報は

(8) これらの条項について、主として参照, J. Paillusseau, *La garantie de conformité dans les cessions de contrôle*, JCP E 2007, 1238 ; A. Couret et Ph. Rosenpick, *L'articulation entre déclarations et clauses de garantie d'actif et de passif*, in *Les garanties lors de l'acquisition du contrôle d'une société*, Droit et patrimoine n° 175, nov. 2008, p. 54. 同じく参照, W. Dross, Clausier, *Dictionnaire des clauses ordinaires et extraordinaires des contrats de droit privé interne*, Litec Professionnels, 2011, V° Clause de déclarations. 環境分野については、参照, M. Poumarède, art. préc., n° 4 ; L. Mitrovic, *La maîtrise du risque environnemental dans les cessions de droits sociaux*, D. 2002. 2666 ; L. Soucaze-Suberbielle, *Quelques points pratiques sur les stratégies de gestion des risques lors d'achats de sociétés exploitant des sites pollués ou potentiellement pollués : quelques outils dont la garantie d'actif et de passif*, in *Sites et sols pollués [...]*, op. cit., p. 239, spéc. p. 248.

記録保管所、担保物件保管所または国立工業所有権機構において回収される。さらに、すべての分野において、および、特に環境分野においては、監査および必要な手続きの実現は、その名義が獲得されることになる会社に影響するリスクを見積もる上で必要不可欠である⁽⁹⁾。そのことは譲渡の対象となる会社に影響を与えるリスクの見積もり、および、担保責任条項の作成の改良を可能とするだろう⁽¹⁰⁾。

(7) 監査と並行して、時として申述条項と呼ばれ、買主に情報を提供し、これらの情報を保証することを目的とする適合性の担保責任が定められる。これらの条項は、規則の遵守、積極財産の構成、現存する紛争または環境と結びついたリスク、および生じうる過ちに対する担保責任といった会計外の要素のいくらかについて買主に情報提供することを目指して売主から発せられる申述のメカニズムに基づく。したがって、売主はその名義が譲渡された会社の活動に関連するあらゆる汚染のリスクの不存在について申述することができる⁽¹¹⁾。アングロサクソン由来のこれらの条項は、交渉の開始から契約への署名までの緻密な期間における譲渡の2人の主役の間の情報の非対称性を埋め合わせることを可能にしている。

(8) 申述の不正確さは、譲受人の賠償の原因となる。これらの義務の本質については議論されてきたところである。問題はただ単に理論的なものではない。というのは、申述に誤りがあった場合または申述が不正確な場合に買主に対して支払われる賠償の範囲はこの本質によって決まるからである⁽¹²⁾。これらの条項は単なる慣用的な契約条項であり、正真正銘の担保責任条項を伴わない限り実効性を有さないとの見解を示す者もいれば⁽¹³⁾、「法的

(9) とりわけ参照、S. Brunengo-Basso, L'audit de reprise, in Conférence « Les conventions d'aménagement du risque environnemental », BDEI, supplément au numéro 10, juillet 2007, p. 23.

(10) L. Soucaze-Suberbielle, art. préc., p. 245.

(11) Ch. Hausmann et Ph. Torre, Les garanties de passif, EFE 2012, 4^{ème} éd., n° 103.

(12) A. Couret et Ph. Rosenpick, art. préc., p. 55.

(13) Ch. Freyria, Réflexions sur la garantie conventionnelle dans les actes de cession de droits sociaux, JCP N 1992, n° 146.

な制裁を科されるべき正真正銘の義務」であるとの見解を示す者もいる⁽¹⁴⁾。

(9) 制裁の根拠については、次の2つの考え方がある。一方で、正真正銘の担保責任であれば、制裁は責任法のメカニズムの枠外にある。そうすると、「譲渡人によってなされた申述と譲渡された会社の実情との間の單なる不適合であっても制裁を導くのに十分である」⁽¹⁵⁾。判例は、2004年3月5日のパリ控訴院判決⁽¹⁶⁾によって以上のような立場を明らかにし、のちに破毀院2007年4月3日判決⁽¹⁷⁾によってこの判断が支持されるに至った。この判決は産業上の損耗の負担減免を活用する会社に関する事案において言い渡された。譲渡人は、会社がその活動の実行に必要な承認の名義人であること、および、義務の減免は有効な規則に適合する形で活用されることを保証していた。自己の担保責任を排除するため、譲渡人は条項が機能するためには譲渡の対象となる会社によって被った損害の存在が必要であるということを原状回復義務から導いた。しかし、この場合行政上の催告が存在しなかつたため、損害は特徴づけられなかった。判決によれば、譲渡日において義務の減免が規則に適合していないことが明らかにされたときからすぐに担保責任が適用されるべきであり、行政機関によってなされうる催告は無関係であるとされた。

(10) 他方、譲渡に含まれる申述は、契約の範囲に入る。申述は契約締結にあたって買主によって考慮に入れられる要素を形式上確立する。したがって、これらの申述が不正確な場合には、譲受人が詐欺を構成する特徴を示す必要もなく、詐欺であることが容易に示される。詐欺とは別に、契約締結における誠実義務という考え方がある。失望した譲受人によって利用されうる。実際、破毀院は2009年4月7日に「譲受人に対して顧客の損失として起こりうる結果について情報提供することを失念したことにより、譲渡人は私人間の

(14) A. Couret et Ph. Rosenpick, art. préc., p. 56.

(15) A. Couret et Ph. Rosenpick, art. préc., p. 56.

(16) Paris 5 mars 2004, RTDcom. 2004. 525, obs. C. Champaud et D. Danet ; JCP E, n° 9, 2005, 360, note F.-G. Trébulle ; BRDA 9 mai 2005, n° 3.

(17) Com. 3 avril 2007, Dr. sociétés août/sept. 2007, comm. n° 147, obs. H. Lécuyer ; BRDA 10 juillet 2007, n° 3.

合意においてなされた申述の正確性を保証する義務」および「譲渡を誠実に締結する」義務に違反したとの判決を下した⁽¹⁸⁾。民法典第1134条に鑑みていることが、裁判官が示した、信義誠実概念と結びついた重要性を特徴づけている⁽¹⁹⁾。誠実〔義務〕および信義誠実というこれら2つの概念は日本法においても民法典第1条で確認されているように必要不可欠である。

環境法分野に転用されることで、信義誠実は、ある種の技術的な選択から生じうる結果または活動が環境に与える影響について売主は買主に明瞭に情報提供するよう留意しなければならないということを導く概念となる。そのことによって、実務上は買主を不安にさせること、さらには検討された商取引を続けることを思いとどまらせることを十分に避けることになるだろう。

(11) 以上の次第で、リスクがより衡平にかなう形で分配される。実際、売主は「担保義務者がより十分に認識する形で」、または「必要な実証を進めた後に担保義務者が認識する形で」担保責任が同意されていることを明確にすることができる⁽²⁰⁾。さらに、申述は、〔担保責任の〕受益者によるリスクの引き受けを形式化することによって作成されうる。また、「遅くとも売買契約の締結日に示されるそれ、またはそのリスクを引き受けた場合には、受益者はこの理由に基づく主張を表明することはもはやできない」という旨を定めることもできる⁽²¹⁾。環境分野においては、この種の用心は、ある種のリスクを評価することの困難さを考慮に入れると必要不可欠だと思われる。この点は、株式譲渡の事案ではなく不動産売買の事案において破毀院によって最近出された判決によって明確に示されている⁽²²⁾。この事案においては、売買書面には、実際には残留性の汚染が残存しているにもかかわらず、不動産が汚染除去を経たものである旨の言及があった。売主にはこの特性に適合した財を引き渡す義務があるという理由づけによって、売主は汚染除去作業

(18) Com. 7 avril 2009, Bull. Joly Sociétés 2009, 832, note V. Magnier.

(19) 同条に鑑みた判決はすでに示されている。参照、Com. 4 mars 2008, n° 06-21506.

(20) A. Couret et Ph. Rosenpick, art. préc., p. 57.

(21) Ch. Hausmann et Ph. Torre, op. cit., p. 271, v° Déclarations.

(22) Civ. 3, 29 février 2010, JCP N n° 16, 2012, 1186, note O. Herrnberger.

にかかる費用の支払いを命じられた。適合性の法定担保責任の範囲で出された同判決の結論は、合意による適合性の担保責任の範囲においても問題なく受け入れられうる。

(12) この申述とは別であるが補足的な手段によって、株式の譲渡において提示される担保責任は、売買の時には現れていなかったものの後に生じうる負債についても定められる。

2 負債の担保責任

(13) 適合性の担保責任がもっぱら会計外の局面に及ぶものであるのに対して、負債の担保責任⁽²³⁾は必然的に会計の本質を有するものである。さらに、負債の担保責任は、申述の不正確さ、または欠如に対する担保責任ではなく、譲渡日に存在はしていたものの表面化していない負債の出現に対する担保責任を対象とするものである。反面、以上の2種類の担保責任はこれらのメカニズムが純粹に契約上のものであるという点で一致するものであり、それゆえに条項の作成にあたっては特別な配慮を常に注がなければならぬ。譲渡の作成者が自問すべきあらゆる疑問を繰り返すのではなく、担保責任の境界および担保責任の実行方法を明確にすることで環境上の負債の担保責任条項に特有の要素を検討しなければならない。

(14) まず、担保責任の境界を明確にするにあたっては、担保責任の合意における当事者を決定しなければならない。しかし、この問題は環境上の負債に特有ではなく、誰が譲渡人であるかを確実に決定する最初の段階において必要不可欠である。譲渡人が自然人の場合には、とりわけその者の死亡時点における担保責任の帰趨を想定しなければならず⁽²⁴⁾、譲渡人が複数いる場合には、それらの者の間の連帶性に留意しなければならない。譲渡人が法人

(23) 「負債の担保責任」という用語は、ここでは広義で用いられるものであり、厳密な意味での負債の担保責任、積極財産および負債の担保責任、明白な積極財産の担保責任、評価価値の担保責任を統合したものとして用いる。

(24) 参照、M.-C. Leproust-Larcher et J.-C. Chevallier, Difficultés de mise en place d'une garantie de passif lors d'une cession de contrôle dans une société commerciale, Defrénois 2002. 499.

の場合には、署名者の能力について確認し、会社が清算の対象となる場合の担保責任の帰趨について明確にしておかねばならない⁽²⁵⁾。担保責任の受益者については、合意において指定しておくのが望ましい。なぜなら、疑いがある場合には、裁判官が受益者を指定することになるからである。担保責任の種類に応じて、譲受人も譲渡の対象たる会社も、またはよりまれなことではあるが、譲渡の対象たる会社の債権者も受益者にあたりうる。大まかには、合意に価格修正条項が含まれている場合には受益者は譲受人となり、また、担保責任条項の場合には、受益者は譲受人または会社となるだろう⁽²⁶⁾。

(15) 次に、担保責任の境界を明確にするにあたっては、担保責任の範囲を確定しなければならない。例えば、第三者に生じた損害、環境損害、開発に伴う損失、非物質的損害、または、施設の規準への適合などを対象とすることによって、関係する負債の類型、および、損害の類型を条項によって正確に特定しなければならない。損害を一般的に定義することは譲受人が予想外の損害について保証されることを可能とするが、正確さを欠くことは担保責任の法的安定性に悪影響を及ぼしうる。環境分野により特有の点をあげるとすれば、環境上の債務については担保責任の期間を定めることが必要不可欠である。この分野においては、リスクは長期間を念頭に置いて考慮されなければならず、そのことが負債の担保責任期間の延長傾向となってあらわれる⁽²⁷⁾。よって、「譲渡時において特定されたリスクが既存の法律に適合しない場合には期間制限なしに担保責任が適用されるという旨がしばしば定められる」⁽²⁸⁾。より厳格な考え方としては、「担保責任期間としては、担保責任の対象となっているそれぞれの事実の時効期間を採用すべきである」⁽²⁹⁾。

(25) Ibidem. 必要があれば、おそらく表見理論が意味を持ちうるが、その場合もやはり〔署名者の能力に対する〕正当な信頼があつたことについての証明は免除されていなければならない (AP 13 décembre 1962, D. 1963. 277, note J. Calais-Auloy ; JCP G 1963. II. 13105, note P. Esmein).

(26) L. Soucaze-Suberbielle, art. préc., p. 246.

(27) M. Poumarède, art. préc. p. 232.

(28) L. Mitrovic, art. préc.

(29) M.-C. Leproust-Larcher et J.-C. Chevallier, art. préc., n° 24.

最後に、担保責任の合意には一般には活動変更または用地の利用変更の担保責任を排除することを可能にする排除条項が含まれる。また、重大な額に至りうる環境に関する負債について、完全に条項作成者に有利な担保責任制限条項が定められることがある。したがって、保険負担対象外項目、限界、および、上限設定条項には特に注意を払わなければならない⁽³⁰⁾。これらは、「仮に賠償の限度が譲渡価格を上回る額で設定されていれば、それはまさに負債の担保責任についての合意であるが、賠償の限度が支払われた価格の総額となっていれば、合意は評価価値の担保責任条項 (clause de garantie de valeur) として分析される」⁽³¹⁾。

このように、担保責任の境界は、環境上の負債の特殊性を考慮に入れた上で慎重に明確にされるべきである。

(16) 担保責任の実行についても詳細な形で定められる。実務上は、実行方法は時に曖昧なものとなり、そのことが避けることができたはずの訴訟事件を生じさせる。手続きは慣例的には担保義務者たる譲渡人の情報提供義務から始まる。担保義務者が「負債勃発時の会社の利益の擁護にあたっての譲受人の懈怠または不手際の被害者となりうる」ことを避けるのが情報提供義務の目的である⁽³²⁾。情報提供に関する条項がなければ、譲受人は譲渡人に情報提供する義務を負わない⁽³³⁾。それゆえ、合意で定められた形式および期限において担保責任が機能しうる出来事の兆候について譲渡人は情報提供を受けるべきであるということを定める必要がある⁽³⁴⁾。その定めを遵守しない場合については、担保責任の縮減または消滅といった制裁が定められうる⁽³⁵⁾。以上のような情報提供は、紛争と結びついた管理の一環であろう。環境分野では、これらの手続上の問題が必要不可欠である。担保義務者の存在が、担

(30) L. Soucaze-Suberbielle, art. préc., p. 251 et s.

(31) Ibidem, p. 252.

(32) M.-C. Leproust-Larcher et J.-C. Chevallier, art. préc. n° 29.

(33) 税法分野においてこの点を説明しうる例として、参照、Com. 21 juin 1994, Bull. Joly Sociétés 1994. 1217, note A. Courret.

(34) L. Soucaze-Suberbielle, art. préc., p. 253.

(35) Com. 12 février 2008, Bull. Joly Sociétés 2008. 654, note P. Mousseron.

保義務者が微妙な場面での再鑑定を実行することを可能にすることがあるだろう。

(17) 以上のように、負債および適合性の担保責任の作成にもたらされる入念さによって、当事者は、当事者間の力の均衡の成果として、環境上のリスクの分配について予測することができる。しかしながら、これらの条項に注がれる入念さにもかかわらず、契約上の調整の実効性は絶対的ではない。契約当事者によって希望されるリスク分配の実効性は、環境公序と真っ向から衝突することになる。

II 環境上のリスク分配の実効性

(18) 担保責任条項の実効性を探究することは、株式の譲渡を作成するにあたって明らかに最重要課題である。譲渡行為を安定的なものとし⁽³⁶⁾、担保責任の実効性を保証するために、実務上はこの履行を担保するための、または、少なくとも譲渡人による賠償の未払リスクを減らすための多様なメカニズムが用いられる⁽³⁷⁾。実務によって実行される金融上の担保に対抗する技術には様々なものがある。[具体的には] 銀行の保証契約、即時的担保、交互計算の凍結、金銭証書質、親会社の信用保証状、係争物寄託者たる第三者、または信託をあげることができる。担保義務者は、保険 [契約] を締結することで環境上のリスクを譲渡することもできる⁽³⁸⁾。

(19) しかしながら、以上のような担保責任の安定化にもかかわらず、条項の実効性は限られている。その理由としては、第1に、環境法は「その外郭を変動させる条文、規則、および環境に関する決定によって絶えず付加さ

(36) この点について、参照、P. Mudent et A. d'Everlange, *La sécurisation des garanties de passif*, Rev. Lamy Dr. affaires mai 2010, n° 49, p. 90.

(37) Memento Expert Francis Lefebvre, *Cessions de parts et actions*, 2011-2012, n° 67050 ; M.-C. Leproust-Larcher et J.-C. Chevallier, art. préc. n° 30.

(38) 参照、H. Dubout, *Garanties de passif et assurances de responsabilité civile*, Bull. Joly Sociétés 1993. 967 ; A. Fink, *L'assurance de la garantie de passif*, Actes pratiques ingénierie sociétaire 2003, n° 67, p. 3

れている」ということがあげられる⁽³⁹⁾。そうすると、条項を注意深く作成しても将来付加される条文から生じうる負債のあらゆるリスクを予測することはできない。第2に、これらの条項は、譲渡人が自己の債務から解放されるようにするためにほとんどシステムティックに訴訟を提起するという意味で、まさしく「争訟の」問題である。最後に、環境分野により特有の問題として、判例によって環境公序によって契約上の調整の機能が凍結される相当数の場合が示された。この公序は、行政上の秩序であり、また、刑事上の秩序でもある。

1 行政法に関連した障害

(20) フランス法において、第1の困難は原状回復の負債に関するものである。譲渡された用地の将来の利用が重大な環境上の負債次第であることから、これは変動する境界に関する義務の問題である⁽⁴⁰⁾。特定危険施設の開発終了時には、事業者 (exploitant) は当該用地を環境法典 L.511-1条にいう利益への侵害が及び得ないような状態にしなければならない⁽⁴¹⁾。このような原状回復の相対性はそこから生じる金融上のリスク—それゆえ、譲渡価格の交渉時には考慮に入れなければならないことになる—を増加させるが、同条はとりわけ原状回復義務を用地の開発を行った事業者に負わせるものである⁽⁴²⁾。そのことから、行政裁判所および司法裁判所は、「[当該用地を] 最後に利用した事業者は自己の原状回復義務を処分することはできず、行政機関に対してその義務負担を他人に託す内容の私法上の契約を対抗することは

(39) L. Soucaze-Suberbielle, art. préc., p. 258.

(40) 一般的なものとして、参照、A. Rossignol, *Le régime juridique relatif à la remise en état des sites et sols pollués au regard de ses évolutions récentes*, Mémoire IEP Lyon 2006.

(41) いわゆる、隣人の住居諸設備、健康、安全、公衆衛生管理、農業、自然・環境・景観保護、エネルギーの合理的利用、景勝地および記念建造物および考古学上の財産の要素の保存である。

(42) 会社法における多様な活動の枠組みにおける開発の概念について、参照、B. Rolland, *Variations autour de la notion d'exploitant*, in *Sites et sols pollués : enjeux d'un droit, droit en jeu(x)*, op. cit., p. 145.

できない」との判断を繰り返している⁽⁴³⁾。したがって、「譲渡人と譲受人の間でなされ得た取り決めがいかなるものであっても、求償訴権がある場合にはその段階になって初めて効力を有することになる。というのも、行政機関との関係で義務を負っているのは、譲渡の対象たる会社、間接的には譲受人のみであるからである。それゆえに、譲渡人は担保責任条項を用いて譲渡の対象となっている会社をこれらの義務から解放することはできない⁽⁴⁴⁾」。最近の2009年および2010年の破毀院の2つの判決は⁽⁴⁵⁾、売買契約および現物出資時における行政警察的なこの義務の強制力を改めて確認しており、それによって原状回復後の担保責任条項の実効性を排除している。

(21) 以上の結論はより一層厳格に貫かれている。なぜなら、判例は、用地利用権の譲渡が特定危険施設に関する1976年の法律が有効となる前になされたものであっても原状回復義務が〔当該用地を〕最後に利用した事業者に

(43) CE, 8 septembre 1997, n° 121904, SARL Sérachrom ; CAA Nancy, 11 décembre 1997, CAA Douai 15 février 2001, cités par D. Deharbe, Les apports récents et incertains du droit des installations classées à la remise en état, Environnement 2005, étude 31 ; Civ. 3, 16 mars 2005, Bull. civ. III, n° 67 ; JCP G 2005. II. 10118, note FGT ; D. 2005. 2931, note MB ; Environnement 2005, comm. 51, note D. Gillig ; JCP A 2005. 1195, note Ph. Billet. V. également X. Lièvre et A. Dupie, Le point sur la jurisprudence récente en matière de vente de sites pollués, JCP N 2006. 1204, spéc. n° 10 et s. ; F.-G. Trébulle, Les conventions portant sur un transfert d'immeuble, préc., p. 11.

(44) M. Poumarède, art. préc., p. 234. また、参照、B. Rolland, Les risques technologiques dans les transmissions d'entreprises, préc

(45) Civ. 3, 2 décembre 2009 (Rhodia chimie) et 22 juin 2010 (SCI de Nemours), Env. 2010, comm. 124, note M. Boutonnet ; Civ. 3, 2 décembre 2009については、次の文献も参照、Bull. civ. III, n° 268 ; D. 2010. 1103, note F. Nési ; Droit des sociétés 2010, comm. 24, note H. Hovasse. このように、この判決は施設の実効的所持者という地位にあることを理由に景勝地の所有者に責任をとどめた以下の控訴院判決に区切りを付けたようと思われる。CAA Lyon, 10 juin 1997, Zoegger, Rev. Jur. Env. 1997, p. 582 ; Dr. env. 09/1997, p. 9, note G. Fontbonne. この判決については、参照、O. Herrenberger, Vente d'un immeuble ayant supporté une installation classée : la réglementation de la remise en état, facteur d'insécurité pour les parties, JCP N 2003, n° 37, 1490.

課される点についても明確にしているからである⁽⁴⁶⁾。さらに、行政機関は原状回復作業後に事業者に決算承認を与えず、そのことがリスクを増加させている⁽⁴⁷⁾。結局、用地から生じる危険性または不都合が隠されていた場合を除き、原状回復義務は企業活動の譲渡が行政機関の知るところのなった日から起算して30年間は事業者またはその権利承継人に課せられる⁽⁴⁸⁾。実務上は、この時効は譲渡契約上の調整内容がいかなるものであってもこの義務を課せられる事業者に重くのしかかる。それゆえ、環境公序は担保責任条項の通常の作用を妨げるものであり、特別なリスク管理の効果を著しく減退させるものである。

(22) 以上で明確にした点は、時に〔判例の〕結論のある種の硬直さに通じるものである⁽⁴⁹⁾。実際、2003年8月7日の判決において、パリ行政控訴院は譲渡人や担保義務者が行政裁判官の面前で争訟上の決定を付託する可能性を拒否した⁽⁵⁰⁾。この事案においては、知事は他方当事者たる会社が負っている負債の担保責任について、その受益者たる会社に対して様々な手段を命じたが、他方当事者たる会社、すなわち、担保義務者は知事の命令について異議を申し立てることを望んでいた。裁判官は、担保義務者が知事の命令によって課された措置に伴う費用を有効に負担すべきであることを確認したも

(46) 国務院1986年4月11日判決 (CE 11 avril 1986, Rec. CE 1986, p. 89) 以来の恒常的な結論である。また、参照、CE, 21 février 1997, Rev. Jur. Env. 1997, p. 582 ; Dr. env. 04/1997, p. 5, note E. Carlier ; CE 10 janvier 2005, préc. ; CE, ass. Plén., 8 juillet 2005, Société Alusuisse Lonza France, JCP G 2006. II. 10001, note F.-G. Trébulle ; AJDA 2006. 1829, chron. C. Landais et F. Lenica ; Env. 2006, comm. 67, note PT ; Dr. env. 10/2005, p. 219, note M. Gros et D. Deharbe ; LPA 23 septembre 200x, p. 5, note F. Braud et A. Moustardier.

(47) L. Mitrovic, art. préc.

(48) CE, Ass. plén. 8 juillet 2005, préc. 参照, A. Constant et P. Cuba-Sichler, art. préc. ; X. Lièvre et A. Dupie, art. préc.

(49) F.-G. Trébulleによる表現である。

(50) CAA Paris, 7 août 2003, *Sté ELF Atochem*, AJDA 2003. 2213, note V. Haïm ; Environnement 2004, p. 16, obs. D. Deharbe ; Environnement 2004, comm. 8, note P. Trouilly ; Revue de droit immobilier 2004 p. 431, obs. F.-G. Trébulle ; Rev. Jur. Env. 2004, p. 483, obs. R. Schneider.

のの、この担保義務者が特定危険施設についての裁判官への紛争決定を付託するだけの正当な利益を有していないと判断した。この判決は環境法典 L.514-6条に基づくものである。同条によれば、第三者が知事の決定を行政裁判所に付託することが認められるのは、設備の作動が同法典 L.511-1条で定められた利益、すなわち、農業、自然・環境・景観保護、エネルギーの合理的利用、または景勝地および記念建造物および考古学上の財産の要素の保存といった利益にとっての不都合および危険性による場合のみである。しかし、裁判所は担保義務者が単に当該担保責任の実行を免れるために命令に異議を申し立てようとしていることを考慮に入れている⁽⁵¹⁾。この結論は実用主義にそむくものである。なぜなら、判決の枠組みによれば、事業者、担保責任の受益者は自分が費用を負担することないと判断した命令に対して異議を申し立てることができるだけの十分な利益を有さないであろうことは目に見えているからである。それゆえ、担保責任合意の衡平はその実現時において十分に機能しないのである。

(23) 以上のように、環境行政法は様々な形で契約によるリスク分配の実効性を制限することになる。この点は環境刑事法についても同様である。

2 刑事法に関連した障害

(24) [本稿で扱う] 最後の困難は、取引契約法と環境刑事法の結合点において見られる。実際、原状回復は公訴への応答として刑事裁判所によって発せられる刑事罰でありうる⁽⁵²⁾。この点は破毀院刑事部2007年10月30日判決において明らかになった⁽⁵³⁾。この事件では、農業開発者が、保護の対象となる動物種や植物種への侵害をもたらした多様な整備工事や排水工事について事前の許可を得ずに実行したことについて賠償責任を課された。軽罪裁判所

(51) 以下の考察を参照、F.-G. Trébulle à la Revue de droit immobilier, préc.

(52) 環境法典 L. 216-8 § III 条, L. 514-9 § IV 1° 条, および L. 541-46 § II 条。

(53) Crim. 30 octobre 2007, Rev. Sc. Crim. 2008. 912, obs. J.-H. Robert ; RDI 2008. 96, obs. G. Roujou de Boubée ; Dr. pénal 2008, comm. 6. また、都市計画法が適用された以下の事案も参照、Crim. 15 avril 2008, n° 07-87671, inédit, Rev. Sc. Crim. 2008. 912, obs. J.-H. Robert.

は命令付の猶予という名目で現場の原状回復を命じたが⁽⁵⁴⁾、後に破毀院によって支持された控訴院判決は事業者に対して執行猶予付の3ヶ月の拘禁刑と18000ユーロの罰金を科すという形で刑罰を「軽く」した。よって刑事的本質を有する原状回復の問題は理論的な問題ではない。

(25) そうすると、ここでの問題は次のような問題である。刑事的本質を有する原状回復という想定のもとでは、担保責任条項は作用しうるのか？言い換えれば、このリスクから免れることはできるのか？以上の問い合わせに答える前に、裁判所はこの原状回復を刑罰と称しておらず、「違法な状況を中止させることを目的とした実質的な性質を有する手段」と称していることを明確にしておかなければならない⁽⁵⁵⁾。破毀院の裁判官は、この原状回復を補足刑という名目で用いることも拒んでいる⁽⁵⁶⁾。その刑事的本質が議論されていないことは明らかである。この枠組みにおいて、「そのような担保責任を享受するのが会社である場合には、その条項はある者の刑事責任を免除することを禁止している公序の原則（刑罰の自己行為責任の原則）と正面からぶつかり、それゆえに当該条項の無効という帰結がもたらされる。すなわち、『刑事上の負債』の担保責任は、それが有効となるためには買主を受益者として排他的に指名しなければならないからである」とされている⁽⁵⁷⁾。しかし、一般には、この場合には、明らかに原状回復費用よりも低くなりうる譲受人によって支払われた代金にその額が一般的に限定されることになるであろう価格を見直すことに担保責任の眼目がある。また、刑事上の想定のもとでは、保険もまた実効的ではない。

(26) 結論として、環境上の負債に関しては、担保責任合意はこの分野において多く存在するリスクの予測および分配としての役割を果たす。担保責

(54) 刑法典132-66条から132-70条。

(55) Crim. 23 novembre 1994, Bull. crim. n° 375 ; Dr. pénal 1995, comm. 72 ; Rev. Sc. Crim. 1995. 360.

(56) Crim. 16 novembre 2010, Dr. pénal 2011, comm. 20 ; Rev. Sc. Crim. 2012. 848, obs. J.-H. Robert.

(57) Memento Expert préc., n° 66330. Adde H. Dubout, Garantie de passif et responsabilité pénale des personnes morales, Bull. Joly Sociétés 1994. 253.

任を当事者の要求および環境上の問題に適応させるためには、正確な、かつ、的を絞った条項の作成が不可欠であるとしても、この分野における公序の力は時にリスク分配のための契約上の道具の実効性を限定する。以上の点について、日本法ではどのような状況にあるかについて検討することが課題として残されている。日本における環境法は、大原則を定める基本法律のみならずあらゆる一連の行政準則、および、多様な汚染について規制している複数の法律によって規定されている。海外から見ると、問題は類似しており、フランス法と日本法は共通する答えを有しているように思われる。我々の議論によってより正確な展望がもたらされることを期待している。